

2月16日(火)~3月15日(月)

市・県民税申告は近くの 会場で早めに手続きを

※確定申告した人は、市・県民税の申告をする必要はありません

市民税課 216-1173~1176(直通)	桜島支所税務課 293-2348(直通)
谷山支所税務課 269-2111(代表)	喜入支所税務課 0993-45-3759(直通)
伊敷支所税務課 229-2111(代表)	松元支所税務課 278-5416(直通)
吉野支所税務課 244-7111(代表)	郡山支所税務課 298-2115(直通)
吉田支所税務課 294-1213(直通)	東桜島支所税務係 221-2111(代表)

市・県民税申告の臨時受付場所

場所	開設日	時間	場所	開設日	時間
本庁管内	紫原福祉館	2月23日(火)	桜島支所管内	桜峰校区公民館	2月16日(火)
	田上福祉館	2月24日(水)		武地域公民館	2月17日(水)
	武岡福祉館	2月25日(木)		小池地域公民館	2月18日(木)
	真砂福祉館	2月26日(金)		赤水地域公民館	2月19日(金)
谷山支所管内	坂之上福祉館	2月23日(火)	喜入支所管内	瀬々串校区公民館	2月24日(水)
	錫山校区公民館	2月23日(火)		中名校区公民館	2月25日(木)
	桜ヶ丘福祉館	2月24日(水)		一倉校区公民館	2月26日(金)
	福平福祉館	2月25日(木)		前之浜校区公民館	3月1日(月)
	平川福祉館	2月25日(木)		生見校区公民館	3月2日(火)
	谷山北公民館	2月26日(金)	松元支所管内	四元集会施設	2月23日(火)
	茂頭公民館	2月26日(金)		直木公民館	2月24日(水)
伊敷支所管内	犬迫校区公民館	2月17日(水)	郡山支所管内	春山公民館	2月25日(木)
	鹿児島中央農協皆与志支店	2月18日(木)		仁田尾後自治公民館	2月26日(金)
	小山田コミュニティセンター	2月19日(金)	常盤コミュニティセンター	2月22日(月)	
吉野支所管内	川上福祉館	2月25日(木)	本岳ふれあいセンター	2月22日(月)	
吉田支所管内	吉田校区コミュニティセンター	2月16日(火)	西有里研修館	2月23日(火)	
	西下公民館	2月17日(水)	東部研修館	2月24日(水)	
	本名校区コミュニティセンター	2月18日(木)	花尾コミュニティセンター	2月25日(木)	
	大原地区公民館	2月19日(金)	野尻町公民館	2月16日(火)	
	宮校区コミュニティセンター	2月22日(月)	古里町公民館	2月17日(水)	
	牟礼岡校区コミュニティセンター	2月23日(火)	宇土集会場	2月18日(木)	
			園山公民館	2月19日(金)	

時間 A...9時30分~12時 B...13時30分~15時 C...9時~10時 D...10時30分~12時

申告が必要な人

今年1月1日現在、市内に住所がある人で、次のいずれかに該当する人。
 (1)平成21年中に、営業・農業・不動産・配当・生命保険の一時金などの所得があり、所得税の確定申告をする必要がない人
 (2)収入のなかつた人(控除対象配偶者や扶養親族を除く)
 (3)勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない人
 (4)後期高齢者医療制度の対象者(75歳以上の人が65歳以上で一定の障害のある人)で、無

申告・相談場所と開設期間

◇市役所本館2階講堂、各支所の税務課係(2月16日(火)~3月15日(月)の8時30分~17時15分(土・日曜日を除く))

申告に必要なもの

(1)申告書
 申告が必要と思われる人は、今月上旬に申告書を発送します。申告書が必要な人で届かなかつた人は、市民税課各支所の税務窓口、臨時受付場所(開設日のみ)に申告書を準備しています。

(2)印鑑認印
 (3)源泉徴収票
 (4)営業や不動産などの収入や必要経費を確認できる書類(固定資産税納税通知書兼領収書・帳簿類など)
 (5)平成21年中に支払った社会保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの支払証明書(領収書など)
 (6)身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

所得税などの確定申告

期間 2月16日(火)~3月15日(月)

15日(月)9時~16時(土・日曜日を除く。2月21日(日)・28日(日)は開設)
 場所 確定申告センター(県市町村自治会館4階)
 税理士による無料相談
 ◇年金所得者と給与所得者(還付申告)を対象に税理士による無料相談を開設します
 ◇期間 2月1日(月)~15日(月)9時~16時 ※土・日曜日、祝日を除く

パソコン(インターネット)で確定申告

◇国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の確定申告書等作成コーナーを利用して電子申告(e-Tax)すると、一定の要件の下、次のメリットがあります
 ・最高5000円の税額控除(平成19・20年分に適用を受けていない人のみ)
 ・医療費の領収書などの添付は不要
 ・還付金を3週間程度で還付 など

【鹿児島県税務署255・8111】

鳥税務署では申告書の受け付けのみで、相談は行っておりません。※会場へは公共交通機関をご利用ください

2月15日から

宇宿六丁目・七丁目を新設

宇宿町の一部は、住所を分かりやすくするため、住所の表し方が「宇宿町○番地」から「宇宿○丁目○番○号」で表示する方法に変わります。宇宿四丁目、五丁目隣接する区域は「宇宿四丁目」「宇宿五丁目」に編入します。

郵便物も新しい住所で

◇2月15日以降は、郵便物などのあて名は新しい住所を使ってください

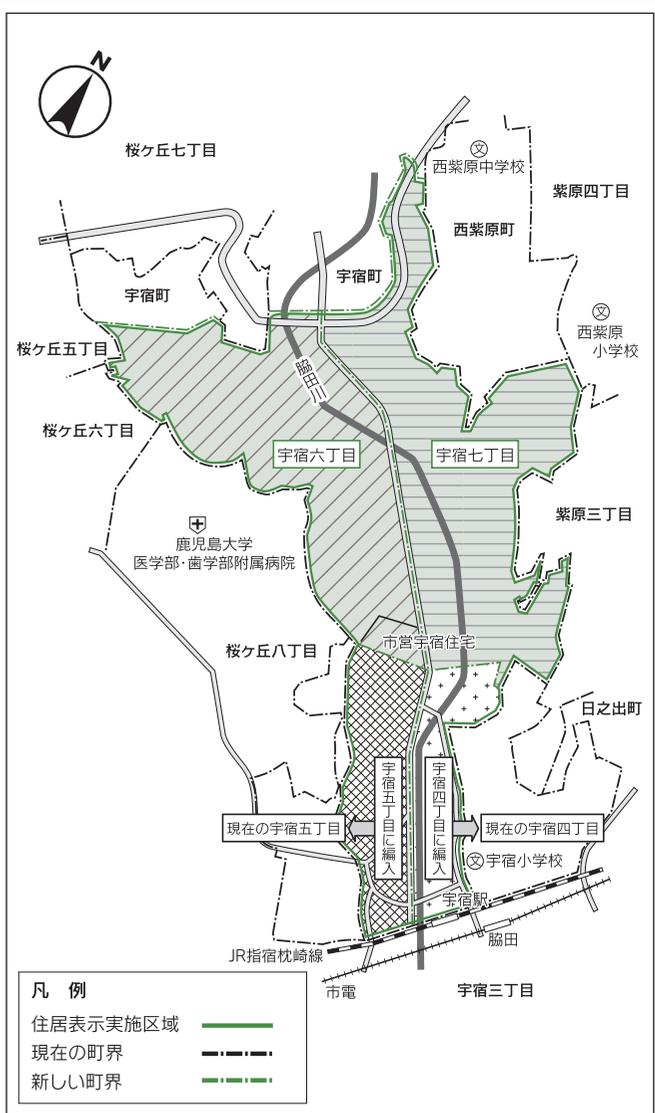
住所変更手続き

◇住民票など市役所の各種台帳 手続き不要(自動書き替え)
 ◇運転免許証や預金通帳など 各自手続きが必要。手続きに必要な証明書は今年15日以降、土地利用調整課で発行(無料)
 ◇対象区域には詳しい手続き方法を記した「お知らせ」を送付します

新築などは届け出を

◇今回の住居表示実施区域で、新築・増改築したときは、住居番号を付けたり、変更する必要があります。建築主は入居前に必ず届け出てください

【土地利用調整課 216-1384】



凡例
 住居表示実施区域 (緑色)
 現在の町界 (黒線)
 新しい町界 (赤線)